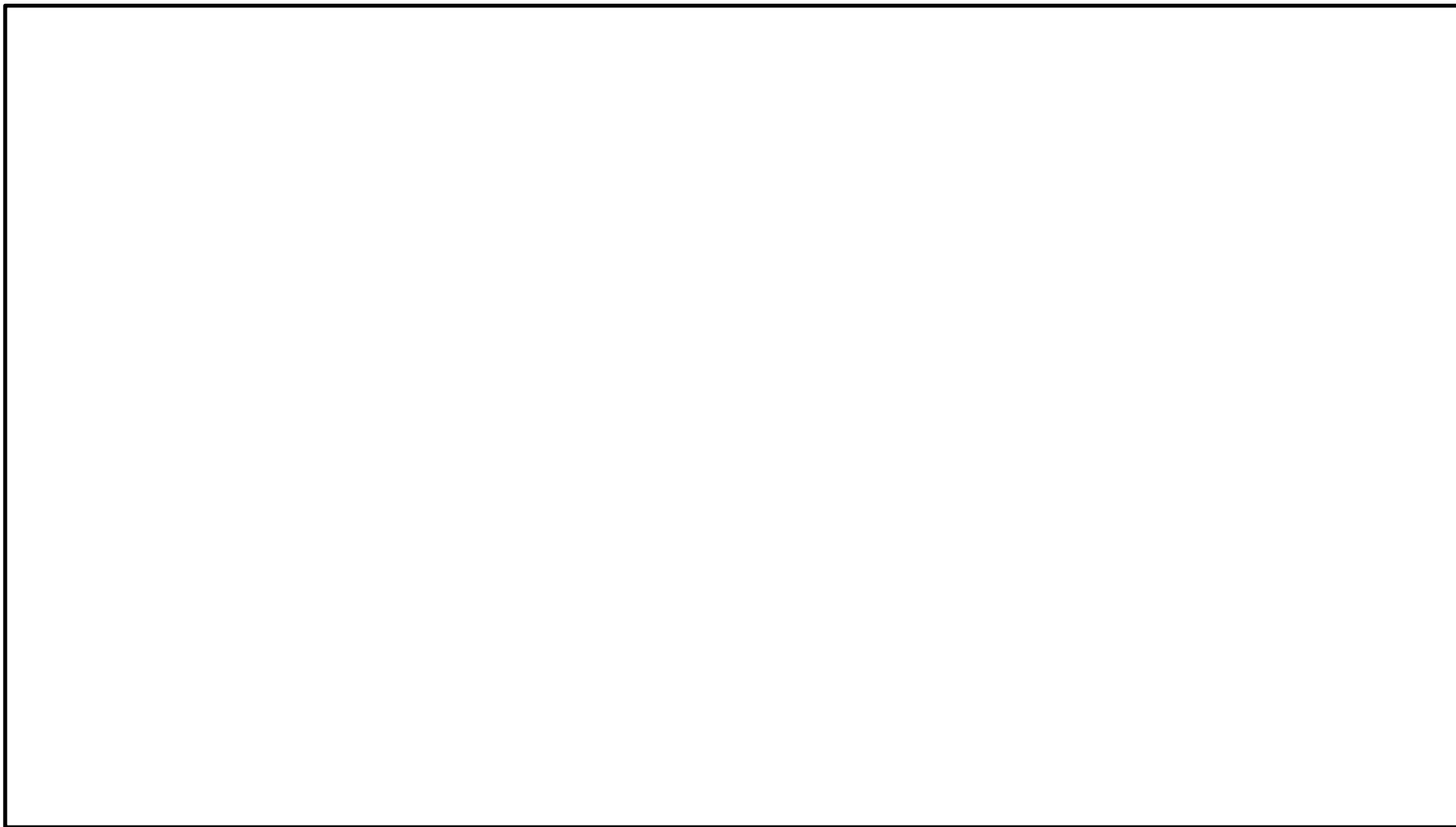


| | |
|-------------------|------------------|
| 島根原子力発電所 2号炉 審査資料 | |
| 資料番号 | EP-055 改 04(回 1) |
| 提出年月日 | 令和 2年 9月 30日 |

令和 2年 9月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止））

| No. | 年月日 | コメント内容 | 回答状況 | 回答内容 |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 平成27年4月15日 | 基準規則第7条に基づく設計方針が、核物質防護対策で包絡されていることを説明すること。 | 平成27年4月24日 ヒアリングにて回答済 | 各項目の対策に、関連する実用炉規則の条項を記載し、関連付けた。 |
| 2 | 平成28年7月14日 | モニタリングポストからのデータ伝送に関して、外部の地方行政機関等との通信経路における不正アクセス防護措置について（ポンチ絵等により）説明すること。 | 平成31年1月24日 ヒアリングにて回答済 | モニタリングポストから外部ネットワークまでの伝送経路にデータダイオードやファイアウォール等を多重に設置し、不正アクセスから防護している。（別添参照） |
| 3 | 平成28年7月14日 | 東海第二に隣接する外部組織や施設（廃止措置中の東海発電所並びに、原子力機構や旧レーザー濃縮組合等）との出入管理について、核物質防護の考え方を踏まえて説明すること。 | - | 他社固有の設備に対するコメントのため、当社対象外。 |
| 4 | 平成28年7月14日 | 出入管理については、実用炉則91条第2項第12号（施錠管理）も踏まえた説明とすること。 | 平成31年1月24日 ヒアリングにて回答済 | 「2.2 探知施設」の文末に、「実用炉規則第91条第2項第12号」を追記し、関連付けた。 |
| 5 | 平成28年7月14日 | 業務用以外の車両の立入り制限については、立入り原則禁止の例外となる車両について注記等により示すこと。 | 平成31年1月24日 ヒアリングにて回答済 | 「2.1(2) 出入管理」の文末に、注記として「※当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものを除く。」を追記した。 |



モニタリングポストのデータ伝送概略図